

# 令和5年度 第3回 糸魚川市介護保険運営協議会次第

(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)

○日 時 令和5年10月26日(木) 午後1時30分から  
○場 所 糸魚川市民会館 3階会議室

## 1 開 会

.....

## 2 市民部長あいさつ

.....

## 3 報告・協議事項

### (1) 糸魚川市介護保険運営協議会

①第9期介護保険事業計画における各種推計値について (資料 No. 1)

.....

②第9期における施設整備について (資料 No. 2)

.....

③第9期計画における施策内容と評価指標について (資料 No. 3)

.....

### (2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

(議事予定なし)

.....

### (3) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

(議事予定なし)

.....

### (4) 意見交換

.....

## 4 その他 (次回日程等)

.....

## 5 閉 会

.....

## 第9期介護保険事業計画における各種推計値について

## 1. 被保険者数の見込

第1号被保険者(65歳以上)・第2号被保険者(40～64歳)ともに減少していきますが、第2号被保険者の方が減少割合は大きくなります。

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
総数(人)	29,136	28,783	28,384	27,971	27,561	27,119	97.1%	25,367	89.4%	23,172	81.6%	20,984	73.9%
第1号被保険者	16,512	16,347	16,104	15,945	15,789	15,564	97.9%	14,680	91.2%	13,838	85.9%	13,036	80.9%
第2号被保険者	12,624	12,436	12,280	12,026	11,772	11,555	96.0%	10,687	87.0%	9,334	76.0%	7,948	64.7%

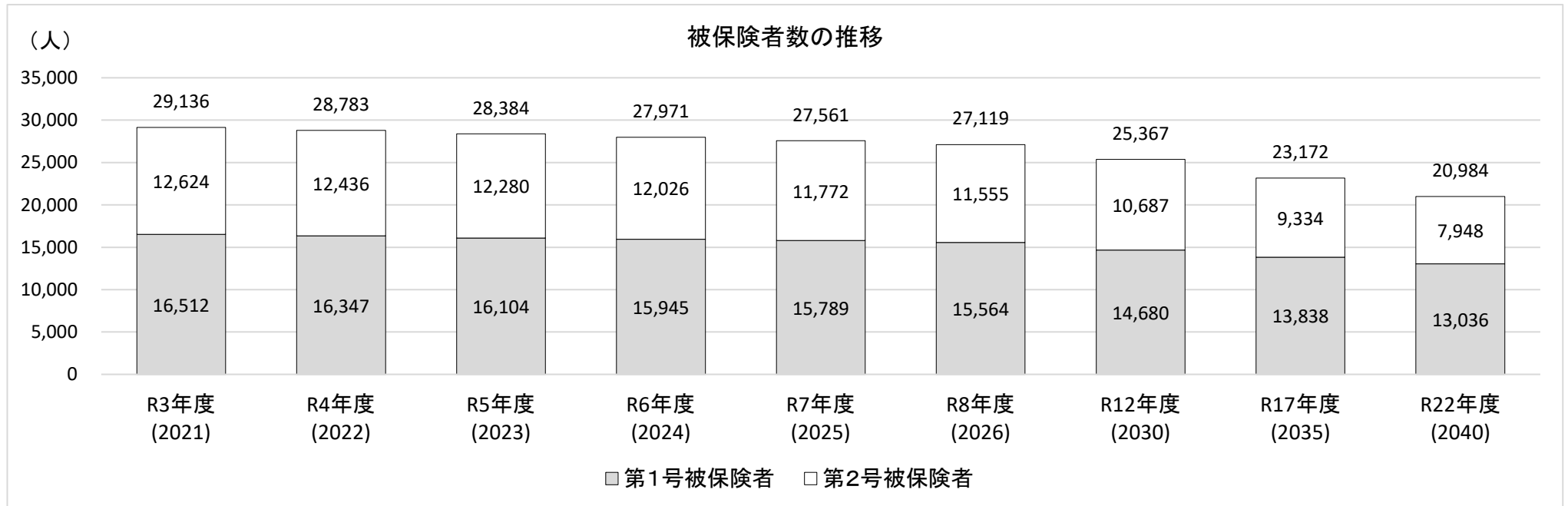
※1: 第9期平均値/令和5年度の値×100

※2: 令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度は10月1日現在、R5年度は8月1日現在の実績値。(第2号被保険者は、住民記録による40～64歳人口)

※R6年度以降は、R5年度実績値をもとに厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

※いずれも計画書(案)作成の時点で、直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



## 2. 要介護(支援)認定者数の見込

認定者数は、令和17(2035)年度まで横ばい又は緩やかに増加し、その後減少に転じる見込みです。

令和17(2035)年度以降、団塊世代が85歳以上となるため、要介護3～5の構成割合が高くなる見込みです。

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
総数(人)	3,034	2,994	2,935	2,954	2,967	2,964	100.9%	2,986	101.7%	2,998	102.1%	2,928	99.8%
要支援1	230	254	256	258	258	256	100.5%	258	100.8%	256	100.0%	240	93.8%
要支援2	336	375	348	350	351	350	100.7%	353	101.4%	355	102.0%	338	97.1%
要介護1	643	637	638	644	644	644	100.9%	644	100.9%	650	101.9%	628	98.4%
要介護2	602	531	510	513	516	516	101.0%	518	101.6%	517	101.4%	501	98.2%
要介護3	452	437	429	430	433	435	100.9%	441	102.8%	448	104.4%	444	103.5%
要介護4	456	463	474	477	481	482	101.3%	487	102.7%	489	103.2%	494	104.2%
要介護5	315	297	280	282	284	281	100.8%	285	101.8%	283	101.1%	283	101.1%

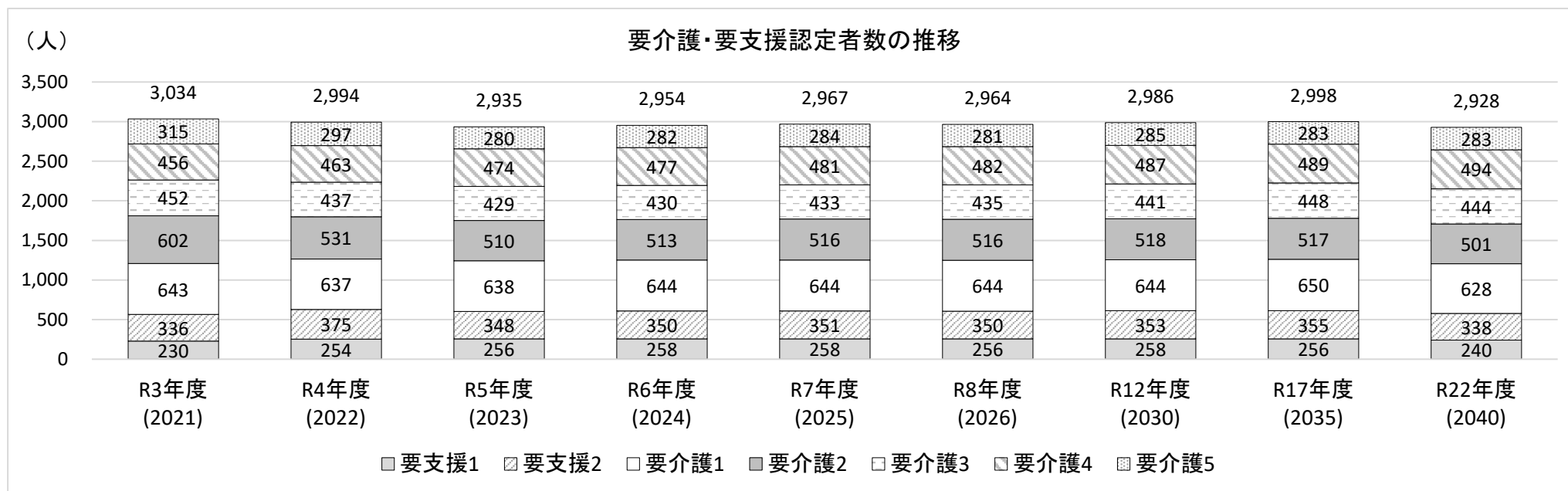
※1: 第9期平均値/令和5年度の値×100

※2: 令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度は10月1日現在、R5年度は8月1日現在の実績値。

※R6年度以降は、R5年度実績値をもとに厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

※いずれも計画書(案)作成の時点で、直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



### 3. 介護サービス給付費の見込

要介護認定者数の推移と同じく、令和17(2035)年度まで横ばい又は緩やかに増加し、その後減少に転じる見込みです。

居住系サービスは、令和6年3月開設予定の事業所分を見込んだため、伸び率が上がっています。

単位：千円

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
在宅サービス	2,017,296	1,970,863	1,887,440	1,872,097	1,891,407	1,890,015	99.8%	1,888,872	100.1%	1,889,199	100.1%	1,866,340	98.9%
居住系サービス	485,128	470,269	487,431	540,346	540,346	540,346	110.9%	543,491	111.5%	555,209	113.9%	543,816	111.6%
施設系サービス	2,230,430	2,207,956	2,235,273	2,234,199	2,234,199	2,234,199	100.0%	2,281,905	102.1%	2,294,424	102.6%	2,288,458	102.4%
合計	4,732,854	4,649,089	4,610,144	4,646,642	4,665,952	4,664,560	101.1%	4,714,268	102.3%	4,738,832	102.8%	4,698,614	101.9%

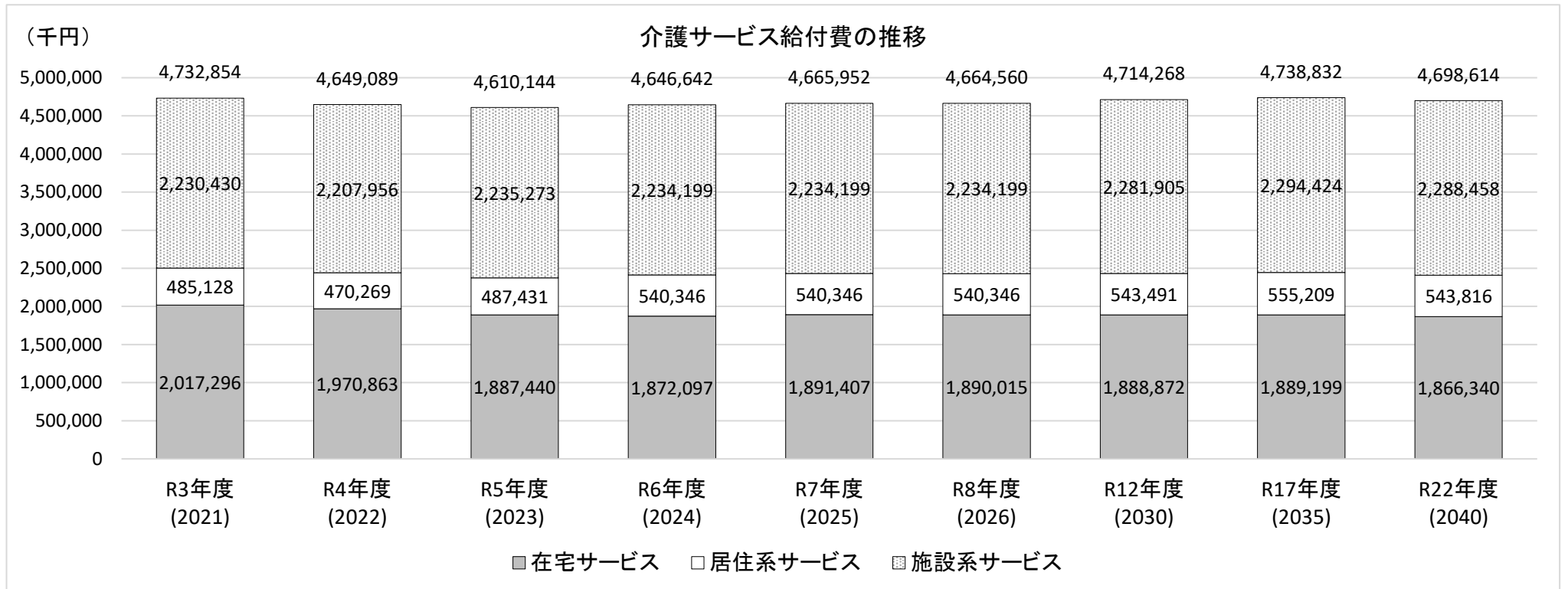
※1：第9期平均値/令和5年度の値×100

※2：令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度までは実績値、R5年度以降は厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

(システムでは、施設・居住系サービスが定員規模に準じて利用されるものとして推計するため、在宅サービスの伸び率が相対的に低くなっています)

※いずれも計画書(案)作成の時点で、報酬改定の状況や直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



#### 4. 介護予防サービス給付費の見込

要支援認定者数の推移と同じく、令和17(2035)年度まで横ばい又は緩やかに増加し、その後減少に転じる見込みです。

単位：千円

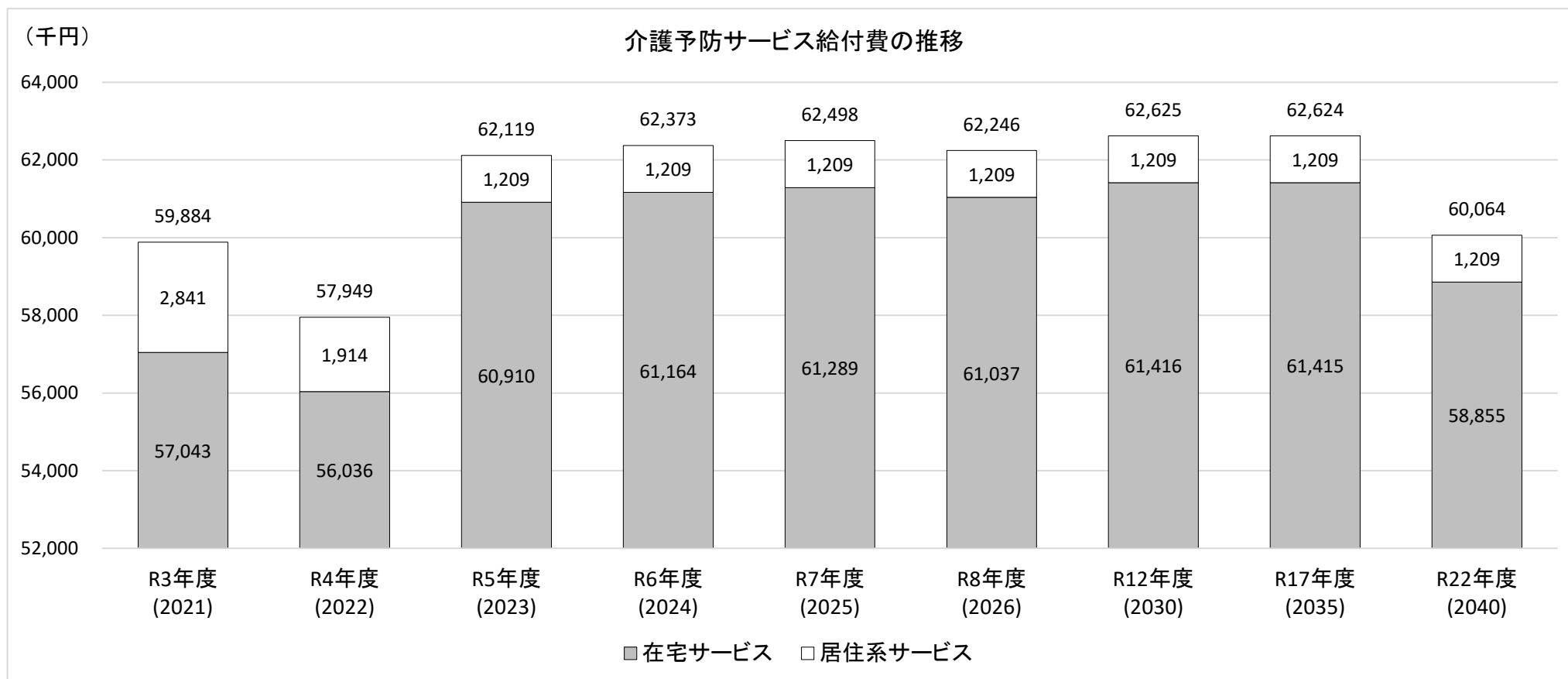
区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
在宅サービス	57,043	56,036	60,910	61,164	61,289	61,037	100.4%	61,416	100.8%	61,415	100.8%	58,855	96.6%
居住系サービス	2,841	1,914	1,209	1,209	1,209	1,209	100.0%	1,209	100.0%	1,209	100.0%	1,209	100.0%
合計	59,884	57,949	62,119	62,373	62,498	62,246	100.4%	62,625	100.8%	62,624	100.8%	60,064	96.7%

※1：第9期平均値/令和5年度の値×100

※2：令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度までは実績値、R5年度以降は厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

※いずれも計画書(案)作成の時点で、報酬改定の状況や直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



## 5. 地域支援事業費の見込

要支援認定者数の推移と同じく、令和17(2035)年度まで横ばい又は緩やかに増加し、その後減少に転じる見込みです。

単位:千円

区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
介護予防・日常生活支援総合事業費	165,990	177,497	178,464	179,417	180,339	180,406	100.9%	182,537	102.3%	182,764	102.4%	176,649	99.0%
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	117,083	130,203	128,897	127,583	126,260	124,508	97.8%	117,499	91.2%	110,759	85.9%	104,340	80.9%
包括的支援事業(社会保障充実分)	6,070	6,731	6,731	6,731	6,731	6,731	100.0%	6,731	100.0%	6,731	100.0%	6,731	100.0%
合計	289,143	314,431	314,092	313,731	313,330	311,645	99.6%	306,767	97.7%	300,254	95.6%	287,720	91.6%

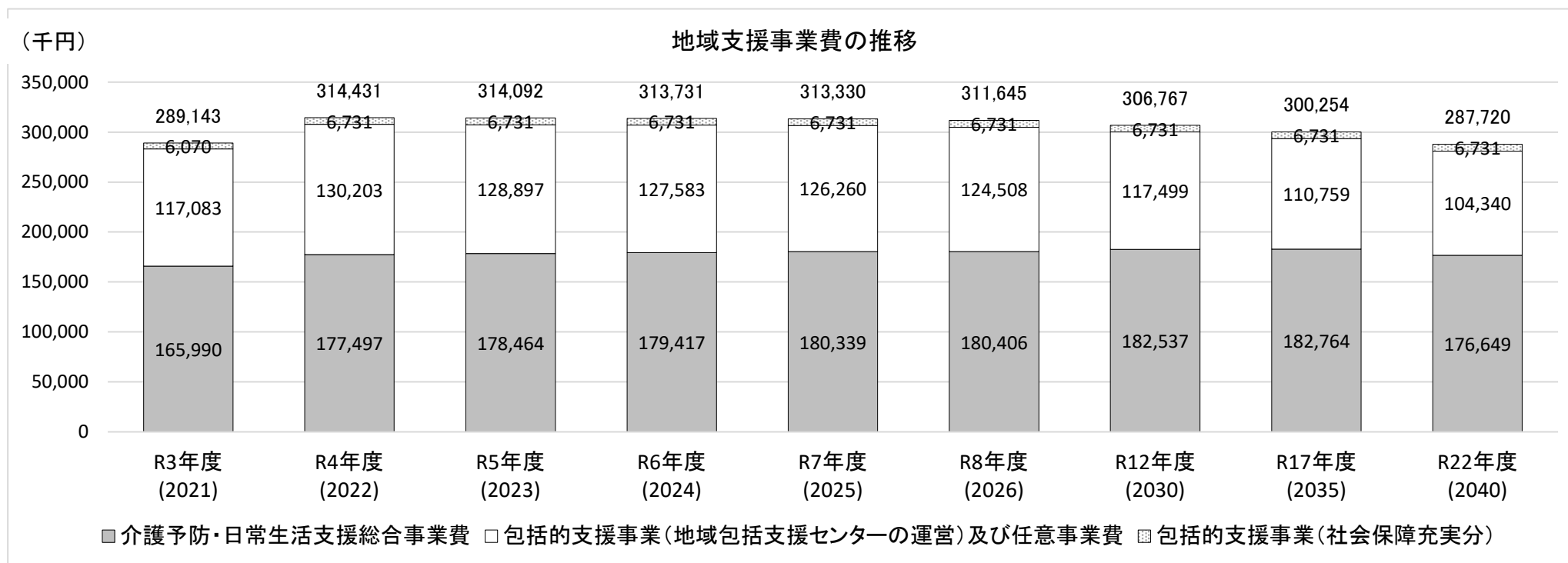
※1: 第9期平均値/令和5年度の値×100

※2: 令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度までは実績値、R5年度以降は厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

(包括的支援事業は、高齢者人口の推移をもとに推計するため、伸び率が相対的に低くなっています)

※いずれも計画書(案)作成の時点で、報酬改定の状況や直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



## 6. 総給付費(事業費)の見込

総給付費(事業費)も、令和17(2035)年度まで横ばい又は緩やかに増加し、その後減少に転じる見込みです。

単位:千円

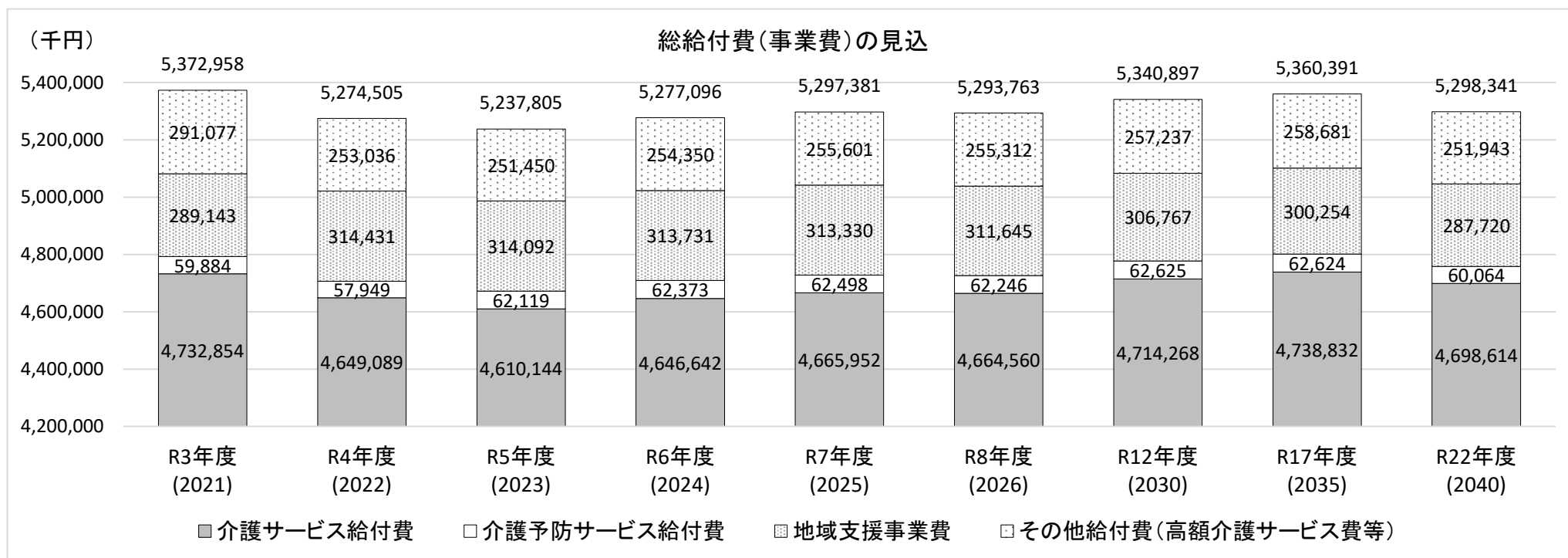
区分	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	伸び率 ※1	R12年度 (2030)	伸び率 ※2	R17年度 (2035)	伸び率 ※2	R22年度 (2040)	伸び率 ※2
介護サービス給付費	4,732,854	4,649,089	4,610,144	4,646,642	4,665,952	4,664,560	101.1%	4,714,268	102.3%	4,738,832	102.8%	4,698,614	101.9%
介護予防サービス給付費	59,884	57,949	62,119	62,373	62,498	62,246	100.4%	62,625	100.8%	62,624	100.8%	60,064	96.7%
地域支援事業費	289,143	314,431	314,092	313,731	313,330	311,645	99.6%	306,767	97.7%	300,254	95.6%	287,720	91.6%
その他給付費(高額介護サービス費等)	291,077	253,036	251,450	254,350	255,601	255,312	101.4%	257,237	102.3%	258,681	102.9%	251,943	100.2%
合計	5,372,958	5,274,505	5,237,805	5,277,096	5,297,381	5,293,763	101.0%	5,340,897	102.0%	5,360,391	102.3%	5,298,341	101.2%

※1: 第9期平均値/令和5年度の値×100

※2: 令和12・17・22年度の値/令和5年度の値×100

※R3年度からR4年度までは実績値、R5年度以降は厚生労働省の「見える化システム」を用いた推計値。

※いずれも計画書(案)作成の時点で、報酬改定の状況や直近の実績値をもとに再計算した推計値に置き換えます。



## 第9期における施設整備について

第9期介護保険事業計画においては、以下の事由等を勘案し、認知症グループホームの整備1～2ユニット（定員9～18人）を位置付けることとしたい。

- ・高齢者単身世帯の増加が見込まれること
- ・第8期では休止等により、計画どおり定員18人の拡充が図れなかったこと
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の整備が進んでいないこと
- ・将来的な高齢者人口の減少を見据えると今後の施設整備が難しくなること

## 1. 高齢者人口等の推移（単位：人）

※各年4月1日現在。下段（ ）は対前年増減

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者人口	16,720 (75)	16,698 (▲22)	16,603 (▲95)	16,506 (▲97)	16,378 (▲128)	16,107 (▲271)
高齢者単身世帯	3,408 (75)	3,470 (62)	3,582 (112)	3,658 (76)	3,763 (105)	3,798 (35)

高齢者人口は平成30年度をピークに減少していますが、高齢者単身世帯は増加しています。

## 2. 整備等経過

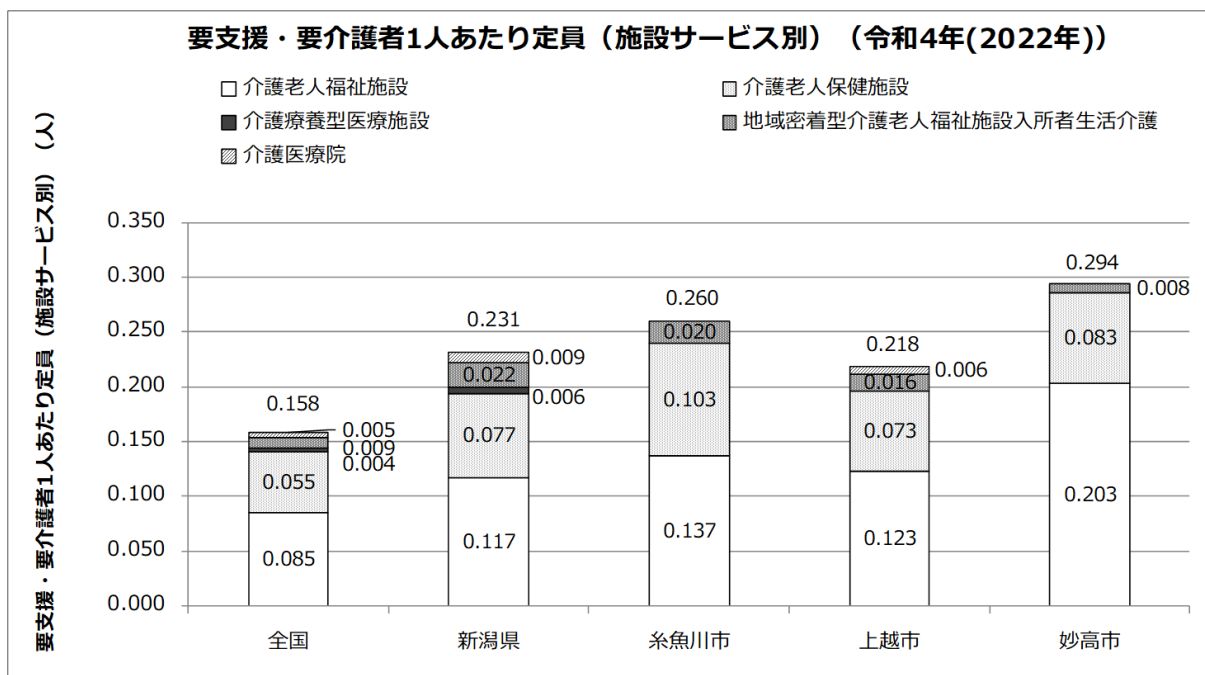
期別	施設名称	開設・休止等 年月	定員（人）	
			定員	累計
1期	グループホームよしだ	H12. 3	9	9
	グループホームじよんのび1	H13. 8	9	18
2期	グループホームじよんのび2	H15. 12	18	36
	グループホームじよんのび3	H17. 3	18	54
	グループホームゆうなぎ	H17. 12	9	63
4期	グループホームひまわり	H24. 1	9	72
5期	グループホームてらまち	H24. 4	18	90
	グループホームうみかわ	H24. 5	18	108
7期	グループホームおしあげ	H30. 5	18	126
	ケアビジョンホーム糸魚川	R 2. 8	18	144
8期	グループホームじよんのび1 ※休止	R 3. 9	▲9	135
	グループホームてらまち ※定員増	R 4. 5	9	144
	グループホームじよんのび2 ※休止	R 4. 7	▲18	126
	仮称)グループホームエフビー糸魚川	R6. 3(予定)	18	144

第8期介護保険事業計画では、2ユニット（定員18人）の増員を図ることとしています。が、グループホームじよんのびの休止等により第7期末比で±0人となっています。



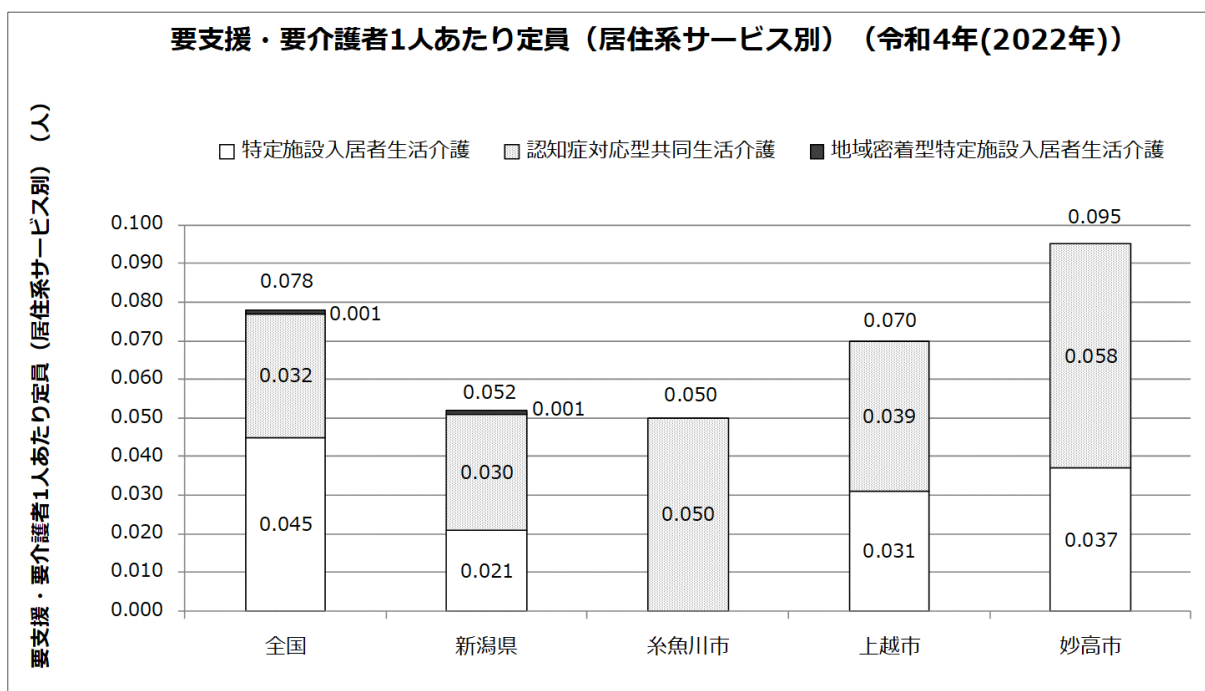
### 3. 施設系サービスの定員の状況

#### 【施設系サービス】



糸魚川市は、介護老人福祉施設（特養）・介護老人保健施設（老健）ともに、新潟県平均より高く、近隣の上越市・妙高市との比較では中間の水準に位置しています。

#### 【居住系サービス】



糸魚川市は、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について高い水準にあります。が、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等）がないため、居住系全体の1人あたり定員は、近隣の上越市・妙高市より低い水準にあります。

## ■第9期計画における施策内容と評価指標について

### 基本目標1 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

#### (1) 地域包括支援センターの体制・機能強化

自立支援・介護予防・重度化防止を推進するために、基盤となる地域包括支援センターの機能強化に必要な事業を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① 地域包括支援センターの再編成と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター職員の負担軽減や業務の選択と集中のため、居宅介護支援事業所による介護予防プラン作成に関する指定を促すとともに、委託件数の増加を推進します。</li> <li>・主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職に加え、地域ごとのニーズに見合った幅広い職種による人員配置を行い、地域包括支援センターの機能強化を図ります。</li> <li>・地域包括支援センターの安定的な運営のため、高齢者の人口割やニーズに沿った担当エリアの見直しを実施します。</li> <li>・地域包括支援センターの認知度向上のほか、福祉の関心度を高めるための市民啓発を行います。</li> </ul>
② 地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員への相談支援機能を強化するとともに、地域包括支援センターと市の双方が行う定期的な業務実施状況調査（事業評価）により、包括的・継続的ケアマネジメントの質的向上を図ります。</li> <li>・地域ケア会議等を通して、介護支援専門員だけでなく、民生委員や地域で活動している団体等とのネットワークの構築を進めます。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
地域包括支援センターの認知度 (%)	52.2			60.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答
包括的・継続的ケアマネジメントの評価 (%)	50	60	60	70	80	90	地域包括支援センター業務実施状況調査

## (2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議から抽出された地域の課題を整理し、課題の改善に向けた取組みを行います。

具体的取組	具体的取組の説明
① 多職種協働によるネットワークの構築や地域の資源開発等への展開	・地域ケア個別会議から抽出された地域課題を地域ケア推進会議で整理し、各地域の住民が主体性を持って課題解決に取り組む生活支援体制整備事業において具体的な施策化を図る流れを作ります。
② 自立支援に資するケアマネジメントの推進	・自立に向けたケアプランの作成や支援について個別ケースをテーマにした会議や研修の場を作り、介護支援専門員の学びの場を作ります。 ・自立支援に向けた地域ケア個別会議において定期的なモニタリングを行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
地域ケア会議実施回数(回) (うち地域ケア推進会議)	37 (0)	51 (1)	60 (2)	60 (2)	60 (2)	60 (2)	実施回数を評価する
自立支援型地域ケア個別会議のモニタリング回数(回)	—	—	—	5	5	5	実施回数を評価する

### (3) 介護予防の充実

高齢者が趣味や生きがいを持って生き生きと生活できるよう、介護保険サービスや総合事業の利用に至る前の早い段階から、高齢者の特性をふまえた心と体の健康づくりを保健事業と一体的に推進します。

具体的取組	具体的取組の説明
① 自立支援・介護予防に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業を検討し、施策につなげます。</li> <li>・加齢に伴う心身の変化に応じた健康維持の必要性について、市民に周知します。</li> <li>・それぞれの状態に応じた介護予防事業に参加できるよう、地域の介護予防事業の情報や個人の生活の目標を自己管理するための「介護予防手帳」の活用を促します。</li> </ul>
② 通いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が関心等に応じて参加してみたいとなるような、通いの場づくりと運営を支援します。</li> <li>・通いの場への参加を促進するため、地域通貨によるポイント事業（翠パイ）と連携した取組を実施します。</li> <li>・通いの場における心身の状態変化を把握・分析することで、通いの場の評価と改善につなげます。</li> </ul>
③ 保健福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動器リスクや口腔機能リスクの低下を目指し、パワーリハビリテーション、訪問機能訓練を強化します。</li> <li>・転倒による骨折や下肢筋力の低下を起因とする要介護状態を予防するため、転倒骨折予防教室「ころばん塾」を実施します。</li> </ul>
④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の通いの場における、運動、栄養、口腔のフレイル予防事業を継続して実施します。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R 3	R 4	R 5(見込)	R 6	R 7	R 8	
週1回以上集まる通いの場の数(箇所)	5	5	5	13	15	17	住民主体の通いの場の数を評価
フレイル予防教室実施回数(回)	—	62	66	60	60	60	高齢者フレイル予防事業における実施回数を評価
フレイルの認知度(%)	46.6			60.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答
平均自立期間(男性/女性)(歳)	80.0/84.4	80.3/84.8	—	延伸			第2次健康いといがわ21 評価指標
運動関係のグループやクラブへ参加している高齢者の割合(月1回以上)(男性/女性)(%)	11.0/21.7			増加			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答 第2次健康いといがわ21 評価指標
転倒骨折が原因で要介護状態になった人の割合(%)	26.5			25.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答 第2次健康いといがわ21 評価指標
固いものが食べにくい人の割合(男性/女性)(%)	31.0/30.4			減少			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答 第2次健康いといがわ21 評価指標
運動器機能リスク判定「該当」(%)	30.0			25.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における回答

#### (4) リハビリテーション提供体制の充実

重度化防止を図るため、リハビリ等専門職との連携を通して、効果的な総合事業を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① リハビリテーション専門職との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通いの場における専門職等との連携、地域の通いの場へ専門職の派遣を行います。</li> <li>・安定的に医療専門職を確保できるよう、医療機関や介護事業所等から協力を得られる体制の構築と関係機関の理解を促進します。</li> </ul>
② 効果的な総合事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業提供事業所と連携し、口腔機能に関する支援を強化し、利用者の心身状態の改善を目指します。</li> </ul>
③ 要介護者に対するリハビリテーション支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者に対して、地域リハビリテーション活動支援事業の利用を促進し、重度化予防に努めます。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
基本チェックリストの改善率 (%)	34.1	28.9	35.2	40.0	40.0	40.0	地域包括支援センター等が実施する基本チェックリストを個別に年度ごとに比較する。
地域リハビリテーション活動支援事業 (回)	23	29	38	50	50	50	地域リハビリテーション活動支援事業の実施回数
パワーリハビリテーション事業 (人)	202	281	288	350	400	450	パワーリハビリテーション延べ利用者数
訪問機能訓練 (人)	28	66	10	40	50	60	訪問機能訓練延べ利用者数

## 基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進

### (1) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、生活支援体制の整備を進め、地域の支え合いを推進します。

具体的取組	具体的取組の説明
① 地域の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区自治会等と連携しながら、地域における支え合い体制の維持・強化の取組を推進するため、地域支え合い推進事業を進めます。</li> <li>・ 地域ケア会議等様々な事業から抽出された地域課題の明確化を図り、地域包括支援センターや地区自治会等と一緒に課題解決の方法を検討し、地域支え合い推進事業による事業実施を目指します。</li> </ul>
② 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域課題の解決に向けて、地区自治会等が地域支え合い推進事業として実施する買い物送迎やごみ出し等の生活支援、集いの場の運営など介護予防の取組みが安定的に行えるよう支援します。</li> <li>・ シルバー人材センターが実施する訪問型事業に従事する会員と利用者を増やすことにより、事業の活性化を図ります。</li> </ul>
③ 高齢者の活躍の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防を推進し、元気な高齢者を増やすため、社会参加や生きがいづくりを推進します。</li> <li>・ 高齢者の活躍の場を提供するため、他事業と連携し、有償ボランティアなど様々なメニュー化を図ります。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
シルバー人材センター訪問型事業利用者数	3	3	3	10	10	10	年度末における利用者数
第2層協議体実施地区数(箇所)	5	7	10	13	15	17	年度末における第2層協議体(地域支え合い推進事業)実施地区数
生きがいのある人の割合(%)	56.6			60.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による

## (2) 在宅医療・介護連携を図るための体制の充実

医療が必要な状況でも在宅で生活できるよう医療と介護の円滑な連携を促進するとともに、本人の意思を尊重した医療・介護の提供が実現するようにACP（アドバンスケアプランニング）の普及啓発を進めます。

具体的取組	具体的取組の説明
① 糸魚川市在宅医療・介護連携協議会を中心としたACP（アドバンスケアプランニング）の普及啓発 新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACPの市民公開講座の開催など普及啓発のための積極的な情報発信を進めます。</li> <li>・人生の最終段階における支援体制の充実を目指し、医療・介護の連携体制の構築を進めます。</li> </ul>
② 糸魚川地域在宅ケア推進センターによる医療・介護関係者の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・介護連携促進のため、関係者間で情報共有できるアプリなどの活用について研究し活用を図ります。</li> <li>・関係者の顔の見える関係づくりの促進に向け、相談支援や研修会等の取組みを強化します。</li> </ul>

### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
ACPを知っている市民の割合(%)	—			30			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による。
協議会が主催する研修会等への参加者数	48	55	60	70	70	70	医療・介護職の研修会等への参加人数を評価する。

### (3) 地域で安心して暮らすための支援

高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービス以外の住宅改修や多様な住まい方を支援するとともに、社会参加を促進するための移動支援や災害発生時においても円滑に避難できる地域での体制づくりを進めます。

具体的取組	具体的取組の説明
① 高齢者の住まいの確保	<p>ア. 住宅改修への助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者向け住宅改修助成事業（県制度）」、「在宅介護応援ほ一む事業（市制度）」の実施により、介護保険の対象とならない工事や限度額を超える工事について経費の一部を助成することで、自立した生活を送れるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。</li> </ul> <p>イ. 多様な住まい方の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市で管理する高齢者共同住宅（桜木荘）での入居について支援します。</li> <li>・市内3か所のケアハウスや市外の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供を行うことで、ニーズに応じた多様な住まい方を支援します。</li> </ul>
② 高齢者の移動にかかる支援の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や高齢者のニーズに応じた移送サービスの提供について、地域公共交通などの諸課題と整合をとりながら、具体的な支援策等について協議・検討を行います。</li> </ul>
③ 災害等発生時における地域での見守りと避難行動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員と連携を図り、災害時要援護者名簿を定期的に更新するとともに、対象となる方の把握に努めます。</li> <li>・名簿情報については、適切な管理を行いつつ地区の代表者や消防等の関係機関と共有したうえで、有事における避難行動や避難所の運営が円滑に実施できるよう活用を図ります。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
支え合いの移動支援実施地区数	0	1	2	2	3	3	移動支援の取組み地域・団体数
ケアハウス入居可能数(室)	140	140	140	140	140	140	市内3か所の軽費老人ホーム定員



#### (4) 基幹型地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターの安定的な運営のため、センター間の総合調整や後方支援を重点的に取組む基幹型地域包括支援センターの充実を図ります。

具体的取組	具体的取組の説明
① 基幹型地域包括支援センターの体制強化 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">拡充</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの支援や複合的な課題を持ったケース支援のため、複数の専門職の配置を進めます。</li> <li>・定例で開催している地域包括支援センターとの会議において、他機関との連携や課題のあるケースなどの協議を行います。</li> </ul>
② 包括的な支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会実現のため、高齢福祉分野に限らず、医療・介護・福祉等の関係団体や生活困窮・障害・子育て等の庁内他部署との連携による支援体制を整備します。</li> </ul>

##### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
地域包括支援センター定例会議の開催回数(回)	8	7	12	12	12	12	地域包括支援センター定例会議の開催回数

### 基本目標3 共生社会の実現のための認知症施策の展開

#### (1) 認知症の人と家族が参画する普及啓発活動

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進するため、認知症基本法が制定されました。法の理念にのっとり、認知症の人が尊厳を保持しつつ、本人や家族が希望を持って暮らすことができるよう、正しい知識と理解を深めるために必要な事業を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① チームオレンジの取組の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等による認知症サポーターがチームを組み、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげるための仕組みである「チームオレンジ」の立ち上げを支援します。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>・チームオレンジメンバーの確保育成等のため、認知症サポーターステップアップ研修を推進します。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">拡充</span></li> </ul>
② 講演会や出前講座等での普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民向け講演会の開催により、認知症の正しい理解促進を図ります。</li> <li>・講演会等の企画や運営に、本人と家族の参画を促します。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></li> <li>・地域や学校、職域など若年層を中心に認知症サポーター養成講座を実施します。</li> <li>・認知症の容態に応じた相談先やどのような医療・介護サービスを受ければよいのかの流れを標準的に示した「認知症ケアパス」を活用し、認知症に関する知識と相談窓口の周知を図ります。</li> </ul>
③ 認知症の予防に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健事業と介護予防の一体的な取り組みにより、認知症予防につながる生活習慣病の予防を推進します。</li> <li>・中高年層の軽度難聴者補聴器購入補助事業により、コミュニケーション力の保持と社会参加を促します。</li> <li>・一般介護予防事業と通いの場への参加促進により、社会的孤立を解消します。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
認知症サポーター等養成事業 累計人数(年間予定人数)	4,186 (140)	4,242 (56)	4,342 (100)	4,442 (100)	4,542 (100)	4,642 (100)	普及啓発の評価のための指標。第9期は若年層を中心とすることから、64歳以下の数とする。
認知症サポーターステップアップ研修 累計人数(年間予定人数)	19	19	29	39(20)	49(20)	59(20)	チームオレンジの取組に関する指標
チームオレンジの設置数	—	—	—	1	2	3	チームオレンジの取組に関する指標
講演会等の企画や運営に、本人と家族が参画した回数	—	—	—	1	2	3	普及啓発の評価のための指標
認知症予防に取り組んでいる・気を付けている人の割合(%)	5.1			10.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## (2) 認知症の人の尊厳保持と共生の地域づくり

認知症の人が尊厳を保持した生活を続けられるよう、地域での支援に必要な事業を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① ひとり歩き（徘徊）高齢者サポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明になる危険性の高い高齢者を登録し、地域ケア会議を活用した対象者ごとの地域の見守り体制を構築します。</li> <li>・見守りツール（徘徊センサー・見守りシール）の貸与等により、行方不明時に早期発見と保護ができるよう取り組みます。</li> </ul>
② 認知症の人と介護家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症介護家族相談会を実施し、介護家族が互いに支え合える場づくりをします。</li> <li>・チームオレンジによる若年性認知症の方を含む、新たな認知症カフェの設置と運営を支援します。<b>拡充</b></li> <li>・県が指定する病院内に設置される認知症疾患医療センターと連携し、本人と介護家族の個別支援に取り組みます。</li> </ul>
③ 認知症初期集中支援チームによる対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の早期発見と対応のために、地域包括支援センターと連携を密にし、医療と介護職員で構成する認知症初期集中支援チーム員による対応を行います。</li> <li>・認知症の的確な診断・治療・ケアを確保するため、市内の医療・福祉関係者および認知症疾患医療センターとの情報共有による支援体制を構築します。</li> </ul>
④ 認知症地域支援推進員の連携 <b>拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活圏域ごとに認知症地域支援推進員を配置し、担当地域における対応を強化します。<b>拡充</b></li> <li>・定期的な研修と推進員の連携会議により、認知症地域支援推進員の活動の活性化を図ります。<b>拡充</b></li> </ul>
⑤ 認知症対応能力向上の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関する最新の治療やケア技法等の研修の機会を設け、介護職員の認知症ケアの質の向上を図ります。</li> <li>・糸魚川市在宅医療・介護連携協議会との協働により、多職種でのケアの充実を図るための事例研究会を実施します。</li> </ul>

### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
ひとり歩き高齢者サポート事業登録数（新規登録者）（%）	—	33%	—	40%	45%	50%	ひとり歩き（徘徊）高齢者サポート事業の登録者の割合
認知症介護家族の相談会（人）（参加延人数）	32	36	60	60	60	60	認知症の人と介護家族への支援の評価指標
認知症カフェ開催箇所	1	1	1	2	3	4	認知症の人と介護家族への支援の評価指標
認知症初期集中支援チーム対応件数（件）	1	1	1	2	3	4	認知症初期集中支援チームによる対応の評価指標
認知症地域支援推進員（人）	3	4	4	5	5	5	認知症地域支援推進員の連携の評価指標
認知症地域支援推進員連携会議数（回）	1	1	1	3	3	3	認知症地域支援推進員の連携の評価指標（研修会を含む回数）
認知症対応能力向上等の研修会（回）	1	1	1	1	1	1	認知症対応能力向上の取組支援の評価指標

## 基本目標4 日常生活を支援する体制の整備

### (1) 生活を支援するサービスの充実

高齢者の住み慣れた地域での暮らしや高齢者家族の日常生活を支援するため、介護保険サービス以外の在宅福祉サービスについて、ニーズに合わせて実施・見直しをするとともに、その充実を図ります。

具体的取組	具体的取組の説明
① 高齢者福祉サービスの充実	<p>ア ひとり暮らし安否確認事業 ・ひとり暮らしの高齢者の孤独感の解消を図り、安心して在宅生活を送れるよう、地域の老人クラブ会員、社会福祉協議会の見守り支援や地区支部会員などによる、見守りと安否確認を実施します。</p> <p>イ 屋根雪除雪等費用助成事業 ・自力での除雪等が困難な高齢者世帯等が実施した屋根雪等の除排雪や玄関先の通路確保のための雪踏みの実施に対し、その経費の一部を助成します。</p> <p>ウ 通院等支援サービス事業 ・公共交通の利用が困難な高齢者等に対し、医療機関への通院及び入院時における福祉タクシーの利用料金の一部を助成します。</p> <p>エ 在宅高齢者等寝具洗濯サービス事業 ・在宅で生活する寝たきり高齢者等の寝具を洗濯することにより、清潔で心地よい生活環境を提供するとともに、介護にあたる家族の身体的及び経済的負担の軽減を図るため、その経費の一部を助成します。</p> <p>オ 緊急ショートステイサービス事業 ・介護保険サービスの短期入所生活介護（ショートステイサービス）の利用限度に達している高齢者が、やむを得ない事情により、その限度を超過して短期入所する必要がある場合に、その超過分の利用料の一部を助成します。</p> <p>カ 高齢者おでかけ支援事業 ・高齢者の外出を促進するため、65歳以上の高齢者が路線バスの割引定期券（おでかけパス）を購入する場合の費用の一部を助成します。 ・高齢者の外出を促進するため、70歳以上の市民税非課税の高齢者に対し、タクシー券を交付します。</p> <p>キ 高齢者配食サービス事業 ・栄養バランスのとれた食事により、介護予防や生活習慣病の重症化予防を図るため、配食が必要な高齢者等に弁当を配達します。また、配達時には安否確認も行います。</p> <p>ク 訪問理美容サービス事業 ・外出が困難な高齢者に対し、理美容師が自宅を訪問し調髪することにより、清潔で心地よい生活環境を提供するため、利用券を交付することにより、費用の一部を助成します。</p> <p>ケ 緊急通報装置貸与事業 ・在宅の高齢者等が緊急通報装置の貸与により急病、災害時等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、貸与費用の一部を助成します。</p> <p>コ 老人医療費助成事業 ・65歳から69歳までのひとり暮らし高齢者で、世帯状況や所得などの一定の要件を満たす場合、かかった医療費の自己負担分の一部を助成します。</p> <p>サ おむつ支給事業（おむつ利用券支給） ・おむつを常時使用している高齢者の介護度や所得等に応じて、おむつ利用券を交付することにより、その購入費用の一部を助成します。</p> <p>シ 在宅高齢者等介護手当支給事業 ・在宅で寝たきり高齢者等を長時間常時介護している介護者の労に報いるため、介護手当を支給します。</p>

具体的取組	具体的取組の説明
② 移送サービスの推進	ア 通院等支援サービス事業（①ウ再掲） イ 高齢者おでかけ支援事業（①カ再掲） ウ その他移送サービス ・地域や高齢者のニーズに応じた移送サービスの提供について、地域公共交通などの諸課題と整合をとりながら、具体的な支援策等について協議・検討を行います。
③ 安否確認・地域の見守り体制の充実	ア ひとり暮らし安否確認事業（①ア再掲） イ 高齢者配食サービス事業（①キ再掲） ウ 高齢者等見守り支援ネットワーク事業 ・民間事業者の協力のもと、地域の高齢者や支援が必要な人を緩やかに見守るとともに、既存の見守り体制と連携してネットワーク化することにより支援体制の充実を図ります。

◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
在宅介護希望者数 (%)	48.7			55.0			介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における「介護が必要になったとき希望する住まい方」の回答割合
見守り支援ネットワーク会議 (回)	—	—	—	1	2	2	見守り支援ネットワーク協力事業所と地域の見守り体制の課題等を協議する会議の開催回数。

## (2) 地域で安心して暮らすための支援（基本目標2(3)の再掲）

高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、介護保険サービス以外の住宅改修や多様な住まい方を支援するとともに、社会参加を促進するための移動支援や災害発生時においても円滑に避難できる地域での体制づくりを進めます。

具体的取組	具体的取組の説明
① 高齢者の住まいの確保	基本目標2 (3) ①再掲
② 高齢者の移動にかかる支援の充実	基本目標2 (3) ②再掲
③ 災害等発生時における地域での見守りと避難行動の支援	基本目標2 (3) ③再掲

### (3) 介護家族への支援の充実

在宅での生活を継続するためには、介護する家族等への経済的・精神的な支援も必要です。また、在宅介護実態調査においては、就労の継続について「やや・かなり難しい」と回答した方が16.7%と類似自治体の平均より約3%高く、就労を継続できる環境を整えることで社会全体の経済的損失を抑える必要があります。

具体的取組	具体的取組の説明
① 介護不安への対応	<p>ア. 介護不安への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関することや介護家族自身のことなどに関する相談について、地域包括支援センターの窓口等で対応します。</li> <li>・令和6年4月から介護支援専門員の法定研修カリキュラムが改正され、仕事と介護の両立支援に関する内容についても新規に盛り込まれたことから、両立支援制度等について周知啓発に努めます。</li> </ul> <p>イ. 雇用者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護休業、介護休暇等の公的制度の導入状況や活用状況について把握するとともに、制度を利用しやすい職場環境が整えられるよう雇用者への周知啓発に努めます。</li> </ul>
② 経済的負担の軽減	<p>ア 在宅高齢者等介護手当支給事業（再掲）</p> <p>イ 通院等支援サービス事業（再掲）</p> <p>ウ 在宅高齢者等寝具洗濯サービス事業（再掲）</p> <p>エ 緊急ショートステイサービス事業（再掲）</p> <p>オ 高齢者おでかけ支援事業（再掲）</p> <p>カ 訪問理美容サービス事業（再掲）</p> <p>キ 緊急通報装置貸与事業（再掲）</p> <p>ク 老人医療費助成事業（再掲）</p> <p>ケ おむつ支給事業（おむつ利用券支給）（再掲）</p>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
介護者の就労継続意向	16.7%			12.0%			在宅介護実態調査における「やや難しい」・「かなり難しい」の割合

## 基本目標5 尊厳を保つための権利擁護の推進

### (1) 成年後見制度利用支援体制の拡充

認知症高齢者の増加や権利擁護制度のニーズに基づき、必要な時に制度が活用できるよう支援体制の構築を進めます。

具体的取組	具体的取組の説明
① 権利擁護支援のためのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人支援のために専門職・関係機関との協力体制を構築し、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援します。</li> <li>・相談機能の充実のほか、制度活用のためのケース検討や受任調整会議などを実施し体制の整備を進めます。</li> </ul>
② 市民後見人の育成・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の育成のため、養成講座やフォローアップ研修などを実施します。</li> <li>・弁護士、司法書士や社会福祉士等の専門職とのネットワークのもと、後見業務の支援を行います。</li> </ul>
③ 低所得者への利用支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得の方でも成年後見制度が活用できるよう、後見人に対する報酬等の助成事業を継続します。</li> <li>・積極的な制度利用が必要なケースの場合、地域包括支援センター等と連携し、相談対応や申立支援を行います。</li> </ul>
④ 成年後見制度の活用のための普及啓発 <b>拡充</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、自身や親族等が成年後見制度を利用する必要性が生じた際に、適切に制度を利用することができるよう、一般市民向けの普及啓発事業を実施します。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
市民向け研修会の実施	—	—	—	1	1	1	成年後見制度の正しい理解と人材の育成を目的とした研修会や講演会の開催回数。
ケース検討会の実施(件)	0	3	8	10	10	10	申立て支援や受任調整など、多職種で検討するケース会議の開催回数。



## (2) 高齢者虐待防止への取組

高齢者虐待防止に向けた普及啓発を図り、適切な支援が行えるようにネットワークづくりに努めます。

具体的取組	具体的取組の説明
① 高齢者虐待予防のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待ケースの早期発見や、通報されたケースへの保健医療及び福祉サービス、関係機関による介入支援のためのネットワークを必要なケースごとに実施します。</li> <li>・庁内や関係機関との連携を通して、権利擁護など関係制度の活用や被虐待者の安全確保のための分離保護を行います。</li> </ul>
② 高齢者虐待防止に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の早期発見を目的に、高齢者虐待に関する相談窓口を周知するため、地域包括支援センターと連携し地区活動等での普及啓発を行います。</li> <li>・介護保険事業者等による高齢者虐待について、県等と連携し虐待に関する研修会を通じて、虐待防止法の理解や通報義務について啓発活動を行います。</li> <li>・令和6年4月から義務化される介護サービス事業所における高齢者虐待防止の推進（対策を検討する委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置等）について、運営指導等の機会を捉え適切な見直しと運用が図られるよう指導します。</li> </ul>
③ 高齢者虐待への対応強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。</li> <li>・健康や住環境に対する自己管理能力が欠如した状態となり、自分自身を放置してしまうセルフネグレクトや普段から高齢者の支援をしていない者からの虐待など、虐待防止法の定義に該当しない権利侵害の防止に取り組みます。</li> </ul>

### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
一般市民向け研修会の開催	1	1	1	5	5	5	地域包括支援センターの地区活動内において、高齢者虐待予防の普及啓発活動を実施する
施設従事者向け研修会の開催	1	1	1	1	1	1	県共催の研修会を実施

## 基本目標6 介護保険サービスの安定的な提供

### (1) 保険者機能の強化

高齢者の自立支援と重度化防止等を図るため、より有効な取組の検討や給付の適正化を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① データに基づく課題分析と適切な指標による実績評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援、重度化防止に向けた取組状況を適正に把握し、適切な指標による実績評価を実施します。</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他市との比較や地域の特色を把握することにより、より有効な取組の検討を行います。</li> </ul>
② 介護給付適正化事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスを必要とする高齢者を適正に認定し、必要とするサービスを事業者が適切に提供するため、給付適正化主要3事業を実施します。</li> <li>・給付適正化事業は、国による見直しが行われ、第9期計画から主要5事業から3事業に統合されました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 要介護認定の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問調査員や介護認定審査会委員の新任・現任研修等を通じて、調査や介護認定の適正化と平準化を図るとともに、訪問調査結果については別の職員が全件点検します。</li> </ul> </li> <li>イ ケアプラン点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修や福祉用具購入に添付されるケアプランの点検を行うほか、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所への運営指導等の機会を捉え、対象者の状態に見合ったプランとなっているか点検します。</li> </ul> </li> <li>ウ 医療情報との突合・縦覧点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険報酬の請求データ（レセプト）について、新潟県国民健康保険団体連合会への委託により、全件点検するとともに医療情報との突合を実施します。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
要介護認定の適正化 訪問調査員、審査会委員研修	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	調査員及び介護認定審査会委員の研修を実施し、介護認定の適正化・平準化を図る。
ケアプラン点検 管理者向け研修会	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、居宅介護支援事業所ごとにケアプランが確認できるよう、研修会を実施。
医療情報との突合・縦覧点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	全件点検	新潟県国民健康保険団体連合会との委託契約を継続し、介護給付の点検及び医療情報との突合を実施。

## (2) 介護保険サービスの維持・充実

介護サービスを必要とする高齢者が適切にサービスを利用できるよう、サービス提供量の維持及びサービスの質の向上を目指します。

具体的取組	具体的取組の説明
① 居宅サービスの維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、サービスの維持に向けた施策を推進するとともに、サービスの質の向上を図る取組を推進します。</li> <li>・介護予防サービスについては、状態の維持・改善、悪化の防止を図るためのサービスの維持・充実に努めます。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導）</li> <li>イ 通所サービス（通所介護、通所リハビリテーション）</li> <li>ウ 短期入所サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護）</li> <li>エ 福祉用具・住宅改修（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修）</li> <li>オ その他（居宅介護支援、特定施設入居者生活介護）</li> </ul> </li> </ul>
② 地域密着型サービスの維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域での生活を支えるため、地域の特性に応じたサービスを提供します。</li> <li>・第9期計画では、認知症対応型共同生活介護1～2ユニット（定員9～18人）の整備を予定します。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護については、訪問と通所を組み合わせた複合型サービスとあわせ、事業者の参入意向把握に努めるとともに、状況に応じて公募による整備について検討します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 訪問・通所系サービス（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）</li> <li>イ 施設・居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護）</li> </ul> </li> </ul>
③ 施設サービスの維持・充実	<p>施設サービスについては、市外施設の利用も考慮し、要介護者の状況にあった施設サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。</p> <p>療養病床の再編成に伴い、介護療養型医療施設の設置期限は令和6年3月までとなり、介護医療院へ転換されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護老人福祉施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>近年入所申込者が減少しており、施設によっては空床が生じる場面もあることから、申込状況等について広報等を通じて市民に周知するとともに、要介護1・2の方が行う特例入所の適切な運用を図ります。</li> </ul> </li> <li>イ 介護老人保健施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>病院での急性期治療を終え、自宅での生活が可能となるように心身の機能回復を図るというサービス機能特性を生かせるよう、指定権者である新潟県と連携して指導等に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>ウ 介護医療院           <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に施設がないことから、必要に応じて市外施設の情報提供を行います。</li> </ul> </li> </ul>

### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
認知症対応型共同生活介護 (人/年)	1,539	1,504	1,500	1,512	1,512	1,620	第9期計画期間中は、1～2ユニット（9～18人）の整備を計画します。

※他の介護サービスについては、国の見える化システムによる給付推計等をもとに計画書（案）作成時点で記載します。

### (3) 介護人材の確保及び介護現場における生産性向上の推進

介護保険サービスの安定的な提供を継続するため、介護人材の確保と育成に必要な事業を実施します。

具体的取組	具体的取組の説明
① 介護人材確保育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材不足を解消するため、将来市内で介護業務に従事しようとする人や介護事業者を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護従事者養成就学資金貸与事業 介護福祉士や社会福祉士を要請する大学や専門学校に就学する者に対し、返還免除規定付きの就学資金を貸与します。</li> <li>イ 介護ふるさと就職応援事業 市のふるさと就職資金を借入し、市内の介護サービス事業所に勤務している者に対し、返済元金の一部を補助します。</li> <li>ウ 介護事業所求人活動支援事業 介護事業所が行う求人広告の掲載や職業体験等の求人活動に要する経費の一部を補助します。</li> </ul> </li> <li>・市内の介護従事者の技術向上と定着を支援します <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護人材育成支援事業 介護事業所に勤務する者等が受検する資格試験や資格取得のための研修受講に要する経費の一部を補助します。</li> <li>イ 介護人材養成研修助成事業 市内で介護職員のスキルアップを図るための研修を実施する介護員養成研修指定事業者に対し、研修開催に要する経費の一部を補助します。</li> </ul> </li> </ul>
② 中高校生等への介護の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、介護人材になり得る児童、生徒へ働きかけとして、教育委員会や小・中・高校と連携し、出前講座の実施や中学生キャリアフェスティバルへの参加促進等を通じて、介護職種の魅力の発信や介護分野への理解促進を図る取組を実施します。</li> <li>・毎年11月11日の介護の日をとらえた各種啓発事業を通じて、介護職を目指す人材のすそ野を広げるとともに、既に従事している介護職の定着を促進します。</li> </ul>
③ ケアマネジメントの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護現場の生産性の向上のため、介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する研修の充実を図り、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止を推進します。</li> </ul>
④ 介護ロボットやICTの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材が不足する中、業務の効率化や生産性の向上を進めて、職員の負担軽減を図る観点から、介護ロボット・ICT導入を進めていくことが重要であり、国や県と連携し介護事業者を支援します。</li> </ul>
⑤ 介護情報基盤の整備推進 <b>新規</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化の観点から、介護事業所間や医療・介護間での連携を円滑に進めるため、ケアプランデータ連携システムや事業所情報届出システム等の介護情報基盤の整備を国や県と連携して進めます。</li> </ul>

#### ◎評価指標

評価指標	第8期計画実績値			第9期計画目標値			指標の説明
	R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
就学資金貸与者数(人)	4	3	0	2	3	4	就学資金を新規・継続で貸与している人数
介護人材育成支援事業利用者数(人)	46	46	45	40	40	40	試験・研修受講料補助制度を利用した人数
ケアマネジメントスキル向上のための研修(回)	1	0	1	2	2	2	介護支援専門員を対象としたケアマネジメントの質の向上に関する研修の開催回数

#### (4) 自然的・社会的急変への対応 拡充

第8期では、大規模な自然災害による市内介護サービス事業所への被害はありませんでしたが、大雪により通所介護等で一部サービスを提供できない事例がありました。また、新型コロナウイルス感染症への対応では感染対策経費が増大したほか、光熱費をはじめとする物価高騰の影響により、事業所の経営環境が厳しさを増していることから、自然的・社会的急変に備えるとともに、国や県と連携した支援により安定的なサービス提供を図ります。

具体的取組	具体的取組の説明
① 自然災害に備えた連絡・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度から構築・運用が始まっている災害時情報共有システムを活用して、介護事業所等の被害状況を国・自治体が速やかに把握することにより、被災した事業所等への迅速かつ適切な支援につなげます。</li> <li>・令和6年4月から義務化される介護サービス事業所における災害に係る業務継続計画（BCP）について、運営指導等の機会を捉え適切な見直しと運用が図られるよう指導します。</li> </ul>
② 感染症発生時におけるサービス継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生時には、地域の保健所等と連携して感染拡大防止のためのゾーニングのほか対策に資する情報を提供します。</li> <li>・集団感染に備えた物資の備蓄を促すとともに、国や県と連携し、状況に応じて物資の応援や感染症対策経費の支援策を講じます。</li> <li>・令和6年4月から義務化される介護サービス事業所における感染症に係る業務継続計画や感染対策の強化（対策委員会の設置・開催、指針の整備、研修・訓練の実施等）について、運営指導等の機会を捉え適切な見直しと運用が図られるよう指導します。</li> </ul>
③ 物価高騰等、社会的急変時における運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱費をはじめとする物価高騰など介護事業所を取り巻く経営環境の悪化要因となる社会的急変が生じた場合は、国や県と連携し、状況に応じて事業所運営の支援策を講じます。</li> <li>・事業所経営に要するコストが介護報酬で適切に評価されるよう、国や県への要望を継続します。</li> </ul>